平成２５年（フ）第１９号
大分県日田市田島２丁目３番18号　第一クローバーハウス205号
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　昭広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第５０２号
京都市上京区浄福寺通上立売上る大黒町724番地２
債務者　井せきこと　井関　尚男
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨増　四季
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
岡山県玉野市田井４丁目17番５号
債務者　宮田　征雄
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武政　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７２号
広島市南区宇品西３丁目６番７―102号　Ｂ棟
債務者　奥迫　直之
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７３号
広島市南区宇品神田５丁目26番21号
債務者　奥迫ときみ
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２９号
広島市南区出汐４丁目１番27―303号
債務者　勝田喜美江（旧姓上向井）
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４号
山形県寒河江市大字日田字五反203番地の５さくらんぼヒルズ202、申立時の住所山形県寒河江市みずき２丁目２番地の４
債務者　後藤ゆかり
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇野　和娘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０５号
山形県村山市楯岡荒町１丁目４番18号
債務者　元木　智子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土田　文子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
山梨県大月市七保町瀬戸2209番地
債務者　梅屋　　保
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　關野　文士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第３１４号
大阪府岸和田市土生町２丁目23番16号コーポ麻生川202号、前住所大阪府岸和田市畑町232番地の９
債務者　野口　重秋
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３１５号
大阪府岸和田市土生町２丁目23番16号コーポ麻生川202号、前住所大阪府岸和田市畑町232番地の９
債務者　野口さつき
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３２３号
大阪府泉南市新家609番地の１ディライト新家Ａ―102
債務者　中村　幹治
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
徳島県鳴門市里浦町里浦字花面275番地２
債務者　高田　重吉
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生長　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１９号
熊本県玉名郡和水町原口891番地
債務者　野中　善昭
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１４９号
函館市昭和２丁目23番27号
債務者　大池　武志
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１９９号
函館市中道２丁目15番27号　ハイツナカムラ３号
債務者　荒谷　恭子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２０５号
函館市中道１丁目11番25号
債務者　鈴木　　亨
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
函館地方裁判所